

## 第3回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

|                           |  |  |
|---------------------------|--|--|
| 附属機関又は<br>会議体の名称          | 教育委員会定例会   |  |
| 事務局（担当課）                  | 教育部庶務課   |  |
| 開催日時                      | 平成28年3月23日 午後2時  |  |
| 開催場所                      | 教育委員会室   |  |
| 出席者                       | 委員   | 菅谷 眞（委員長）、嶋田 由美（委員長職務代理者）、千馬 英雄、<br>渡邊 靖彦、三田 一則（教育長） |
|                           | その他  | 教育部長、庶務課長、学務課長、学校施設課長、指導課長、教育センター<br>所長、統括指導主事2名     |
|                           | 事務局  | 庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事                             |
| 公開の可否                     | 一部公開 傍聴人 1人  |  |
| 非公開・一部<br>公開の場合は、<br>その理由 | 第7号議案、報告事項第2号・第3号については人事案件であるため、非<br>公開とする。  |  |
| 会議次第                      | <p>第7号議案 豊島区教育委員会に所属する非常勤・臨時職員の任免に<br/>ついて</p> <p>第8号議案 幼稚園教育職員の勤務手当に関する規則の改正について</p> <p>第9号議案 行政不服審査法の改正に伴う関係規則の改正について</p> <p>第10号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例<br/>施行規則の改正について</p> <p>第11号議案 地方公務員法の改正に伴う幼稚園教育職員の関係規則の<br/>改正及び規程の制定について</p> <p>第12号議案 組織改正に伴う関係規則の改正について</p> <p>第13号議案 豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務<br/>条件等に関する規則の改正について</p> <p>第14号議案 学校職員服務取扱規定の改正について</p> <p>報告事項第1号 新委員の就任について</p> <p>報告事項第2号 豊島区教育委員会に所属する職員の任命について</p> <p>報告事項第3号 平成28年度教職員異動一覧表について</p> <p>報告事項第4号 平成28年度豊島区教育委員会研究推進校及び研究奨励校<br/>について</p> <p>報告事項第5号 仰高小学校の校庭改修について</p> |  |

菅谷委員長)

皆様、こんにちは。これより第3回教育委員会臨時会を開催いたします。本日の署名委員は、嶋田委員と渡邊委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。今日は、傍聴者希望者がございますが、よろしいでしょうか。

(委員全員了承)

<傍聴者入場>

(2) 第8号議案 幼稚園教育職員の勤務手当に関する規則の改正について

菅谷委員長)

人事案件は後にしまして、まず始めに第8号議案、幼稚園教育職員の勤務手当に関する規則の改正についてから始めたいと思います。庶務課よりご説明をよろしくお願いいたします。

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

ありがとうございました。ただいまのご説明の件でございますが、幼稚園教育職員の勤務手当に関する規則の改正ということで、基本的にはよろしいかと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

(委員全員異議なし 第8号議案了承)

菅谷委員長)

それでは、ご了承いたします。ありがとうございます。

(3) 第9号議案 行政不服審査法の改正に伴う関係規則の改正について

菅谷委員長)

続きまして、第9号議案、行政不服審査法の改正に伴う関係規則の改正について、庶務課よりご説明をよろしくお願いいたします。

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明で、審査請求の期間を60日から3カ月に延長したということですが、特にご異議ございませんね。

(委員全員異議なし 第9号議案了承)

菅谷委員長)

それでは、これについても承認いたします。

(4) 第10号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正について

菅谷委員長)

続きまして、第10号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正について、庶務課よりご説明をよろしくお願いいたします。

＜庶務課長 資料説明＞

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明でお分かりいただけたかと思いますが、委員の皆さん、ご意見ございますか。

三田教育長)

今回の規則の改正というのは、ワーク・ライフ・バランスということがよく言われており、幼稚園職員の皆さんも自分のお子さんが生まれて子育てをすることがありますので、そういった職員の権利行使を保護するということでもあります。とりわけ幼稚園教諭については、これまで何度も教育委員会の中で議論になりましたが、途中で辞めてしまうというようなことで、結婚退職とか子供が生まれて退職ということのないように、しっかり保護していきたいという思いでもありますので、こうした規則改正の趣旨もぜひご理解いただければと思います。

菅谷委員長)

こういう形になると、職員の皆さんが働きやすくなるということでございますので、これについても了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第10号議案了承)

菅谷委員長)

では了承いたします。

#### (5) 第11号議案 地方公務員法の改正に伴う幼稚園教育職員の関係規則の改正及び規程の制定について

菅谷委員長)

続きまして、第11号議案、地方公務員法の改正に伴う幼稚園教育職員の関係規則の改正及び規定の制定について、庶務課よりご説明をよろしくお願いいたします。

＜庶務課長 資料説明＞

菅谷委員長)

ありがとうございました。

質問ですが、最後の標準職務遂行能力に関する規程というのは、今まではなかったのですか。

庶務課長)

今までこうした内容の規定は全くなく、地方公務員法で具体的に規定せよということがありましたので、改めて規定したものです。

菅谷委員長)

もちろん今までも統制ということでの理解はされていたと思いますが、一応、文書という形で整備したということですね。

他にご意見はありますか。

三田教育長)

この規程については、特に幼稚園教諭全体が非常に若い層が多くて、いわゆる管理層が少なく、中間層が全くいないというような、少しいびつな年齢構成ということで、職務の内容、それから責任をもって職の分担をしていくということは社会の要請として求められています。今期、特に嶋田委員には幼稚園の研修にあたっていただきましたが、こうした規程によって指導の基準、あるいは研修や能力育成の基準というものができてきましたので、職員の職務遂行能力の一層の充実を図る上で有効な規程が制定されたというふうに捉えています。

それから、今回いくつかの規則改正や規程の制定がありますので、年度当初に改めて幼稚園長を含めた幼稚園教員にも、このような変更があり、今年度から能力育成とか自己研鑽が求められているということを、法の立場からも理解してもらえるような機会を作るようにと、私の方からも指示をしているところであります。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。今の教育長のご説明にありますように、これからの幼稚園の教育をより充実させていくということで、このような規程が整備されるということだと思います。

嶋田委員)

今、教育長がお話されたことは本当に大切なことなので、是非よろしく願いいたします。

1点だけ質問させていただきたいのですが、標準的な職に関する規程にある主任教諭というのは、これまではどのようになっていたのか、新たに職として置いたということなのか。つまり、2クラスしかなくて教諭が2名しかいないところで、主任教諭と教諭という体制で、非常に新しい先生に負担感が出るかもしれないという若干の危惧がありますので、豊島区ではどういうふうにされているのかを教えていただければと思います。

庶務課長)

本区では3園にそれぞれ、各2名教員がおりまして、5名が教諭、1名が主任教諭です。他の教員と同じように担任を持っておりますけれども、当然教諭に対する指導、助言といったものも合わせて行っているという状況でございます。

菅谷委員長)

委員の皆さん、大体はご理解いただけたと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第11号議案了承)

菅谷委員長)

それでは、この件に関しましては承認いたします。

(6) 第12号議案 組織改正に伴う関係規則の改正について

菅谷委員長)

続きまして、第12号議案、組織改正に伴う関係規則の改正について、よろしくお願ひします。

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご意見等ありますでしょうか。

三田教育長)

少し確認させていただきたいのですが、学務課と教育センターがグループ制をとるということになると、教育部の中の全課がグループ制に移行したという、そういう判断でよろしいでしょうか。

庶務課長)

その通りでございます。今回の改正によりまして、28年4月1日から教育委員会事務局の全て課でグループ制を導入することになります。

三田教育長)

グループ制というのは、まだ一般的にはなかなかなじんでいないところがあるかと思いますが、これまで行政組織が縦割りで連携がなかなかしにくいということを指摘されてきて、私も外部から教育委員会に来て最初に感じたことは、行政内部でなかなか縦割り意識が抜けないということです。つまり教育委員会事務局に異動してきた職員は、事務局が行政委員会だという理解が十分に末端まで行き渡らないまま、3、4年すると異動してしまいます。区長部局と教育委員会事務局というのは、それぞれ特性は違いますが、その点が非常に難題だったというふうに感じています。ぜひ、グループ制の導入についてこうして規則改正をするわけですから、当然ながら、実際の仕事のありよう、仕方というものをしっかり徹底してもらいたいと思います。

つい先日も、対外的な説明会のときに係の人に話をしたら、いや、それはうちの係の担当ではないからわからないと言われてしまいましたが、担当もいないし、来ている職員も内容を把握していないというのはおかしいと思います。本来、組織をできるだけ小さくして、有効に仕事をしていく、機能させていくということが今日求められているわけなので、旧態依然として「お役所仕事」、「親方日の丸」等と言われないようにするためにも、緊張感をもって組織を有効かつ効果的に活用していただきたいと思います。

それから、一部の人間に過重な負担、仕事の負担がかからないように、分担し合ってやっていくということも非常に重要だと思いますので、規則の改正の趣旨を文字どおり体現していただくということを、ぜひ事務局の職員一人ひとりに内容の徹底を図っていただきたいと思います。人事異動の時期でもありますので、改めてその点についての確認をよろしくお願ひしたいと思います。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

新しい体制というか、仕事のやり方を変えるということですので、今まで以上に効率的に動けるというようなことになろうかと思えます。

一つ、グループ制にしたときの責任体制と言いますか、グループ制にすると責任の所在が少しあやふやになってしまうような恐れはないのでしょうか。

庶務課長)

例えば学務課ですと、学校運営、学事、保健給食の3グループあり、それぞれのグループに担当係長がおります。従来の担当事務を持ったまま、担当係長ということで係長がついておりますので、基本的にはこれまでの係長制と同様ですが、繁忙期等にお互い助け合おうといたしますか、仕事を補うことができるようにグループ制をひくということで改正しておりますので、責任の明確さについては何ら変わりがございません。

ただ、これまでは担当係の仕事はこの仕事ですということで、はっきり分掌事務に載せていたために、職員の意識として自分はこのだけをやればいい、他の係が忙しくても自分の仕事が終わったのでそれでよし、という意識が大きく変わるということがございます。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

上手く皆さんで協調してできるということだろうと思えますので、それが上手くいくように頑張ってくださいと思います。

この件については、よろしいですね。

(委員全員異議なし 第12号議案了承)

菅谷委員長)

それでは、了承いたします。

#### (7) 第13号議案 豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の改正について

菅谷委員長)

続きまして、第13号議案、豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の改正について、お願いいたします。

<庶務課長、学務課長、教育センター長 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございます。

今のご説明につきまして、委員の皆さん、ご質問等ありますでしょうか。

三田教育長)

説明がかた過ぎて具体的に何を言っているかよくわからなかったもので、私から少しかみ砕いてお話をさせていただきます。

これまでも障害のあるお子さんで、特に医療的なケアを必要とするお子さんの入園や就学ということが話題になっていたかと思います。全盲のお子さんが特別支援学校ではなくて通常学級に入りたいとか、いろいろなものがありました。本区でも必要に応じて、障害に応じた対応をしてきました。私は、障害者差別解消法ができたからこれをやるということではなくて、本来教育というのは、障害のあるなしにかかわらず、就学の義務を課せられた者については、きちんと受け入れるという教育措置という考えがあります。措置権限は教育委員会にあります、それと同時に措置責任もありますので、今まではどちらかという保護者にケアをやってくださいというようなことで済ませていた部分があったのかもしれない。保護者の手を離れざるを得ない実情があるなら、それを教育委員会は知りません、特別支援学級に言ってください、学校に言ってくださいということではありません。就学の権利というのは重いものなので、状況に応じて受け止めてほしいということで、私の方もかなり所管課と議論をしました。具体的にどういうことができるか、保護者とも何度も何度も所管課の方と相談をしていただきながら、本日このような規則の改正を行い、私たちの姿勢というものをきちんと形に残し、より丁寧な対応してまいりたいと思います。

それからもう一つは、特別支援教育については、「子供たちが通う」という形から「教員が通う」形になってくるということで、いろいろな取り組みを行っていくわけですが、特に教育センター所長から話があった内容については、臨時の職がいろいろと入ってきて名称が複雑になってきたということもあり、できるだけ分かりやすくしていこうという趣旨で規則の改正を行ったということでございますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

菅谷委員長)

教育長の説明で、私は内容がよくわかりましたが、他の委員はいかがですか。

千馬委員)

私は、今回の案で、これから様々なニーズに応じて対応していく上で、非常にありがたい措置ではないかというふうに思いました。ぜひ、これをそれぞれの学校で生かして対応していただけたらありがたいと思います。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

説明を伺うとわかりますが、少し誤解されるような感じがしないでもないです。パッと聞いたときには、養護の先生との関係はどうなるのか、そういったことも気にはなりますが、内容はよくわかりました。

そのあたりの質問があったときに、上手くご説明いただけるとありがたいと思います。

三田教育長)

そのことについて明確にしておきたいのは、病院で処置をしてもらわなければならない重篤なものであれば別ですが、そうではない軽度なものについては、学校に就学する、あるいは幼稚園に就園するいうときに医療行為を伴ってサポートをしなければなりません。

その医療行為も、法的にもきちんと認められて、研修を受けていれば養護教諭でもできるようになったものもありますが、それ以外の医療行為を伴うものについては、養護教諭はできないことになっていきますので、学校は極めて慎重かつ安全に対処しなくてはいけないということで、そういったサポートをしていただける専門職として看護師を非常勤として雇用するものであり、それぞれの子供の状況に応じて必要な処置を講じていただくということで、今後はそういった方向でやっていくということでの規定の整備でございます。聞きなれない部分もありますが、私たちはそういう趣旨で臨むということで、ご理解いただければと思います。

併せて、豊島区でこれをやっているから皆さんお集まりくださいということではなく、区民として実際にお住まいになっていて、就学するときに状況を確認して対応するものでございます。その点についても財政当局の理解を得るのが大変でしたが、学務課長が粘り強く交渉して予算化に至ったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

菅谷委員長)

趣旨はよく理解できました。委員の皆さん、特にご意見、ご異議等はありませんね。

(委員全員異議なし 第13号議案了承)

菅谷委員長)

これにつきましては承認したいと思います。

#### (8) 第14号議案 学校職員服務取扱規定の改正について

菅谷委員長)

続きまして、第14号議案、学校職員服務取扱規定の改正について、庶務課よりご説明をよろしくお願いいたします。

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

ただいまのご説明について、比較的分かりやすい内容かと思いますが、何かご意見等ございますか。

三田教育長)

先生方や区の職員のこれから職務を遂行する上で、是非、徹底してもらいたいというか、法律が変わったので教育委員会でも決定しますが、この精神がどういうことなのかということの具体化は、行政組織がやっていくべきことだと思います。

教員については人権教育プログラムが東京都教育委員会から示されて、これに基づいた教育活動が展開されていると思いますが、職員にはそういった意識が薄いので、軌を一にしてやっていく必要があると思います。特に禁止ということについては、かなり行政組織でも配慮はされていますが、具体的にどうすればいいのかということが、とても重要なポイントだと思います。

例えば、庁舎の中一つ見ても、障害者が自分で作ったものを一般の区民の方に食していただいたり、買っていただいたりするコーナーがあり、働く場が設けられています。また、職員の中にも障害のある方が一緒になって仕事をしています。そのようにして共生社会の実現を目指していますが、例えば全盲の方が白杖をついているときに点字ブロックの所に自転車や障害物が置いてあったりして危険な目に遭うとか、そのようなことが世の中にはまだまだたくさんあります。私たちは仕事をしながら、こういったことを取り除くことが規則改正の趣旨であります。それから、やはり陰口を聞いて身体的障害について差別的な言葉づかいというのは、子供のいじめ調査を見てもよくある例です。最も差別と勇敢に戦っていかねばいけない、人権を確保していかなければいけないというのは、教育公務員であろうが公務員であろうが、全体の奉仕者に課せられた基本中の基本です。どうすればそういう差別がなくなるのかという知恵を、学校の中であっても行政の中にあっても、徹底していくということをお願いしたいと思います。法律ができたから辞めようではなくて、法律というのは別な言い方をすると最低の社会常識だと私は思います。ですから最低ではなくて、それを基にしながら創造的に人権擁護とか人権保護とか差別解消とか、そういうことを実践していかなければいけないのではないかと思います。

日本は封建制度の時代が長く続き、江戸の文化というのは、ある意味で封建時代の一つの集大成です。それが長く続いたことが、明治、大正、昭和、そして平成とまだまだ解消されていないのではないかと思いますので、ぜひ心してやっていく必要があると、改めて感じております。所管課にあっても是非、よろしくをお願いしたいと思います。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。教育長のお話のように、共生社会の実現を目指すというのが一番の大きな目標ですし、そのための規則改正だと思います。他に何かご意見はありますか。

(委員全員異議なし 第14号議案了承)

菅谷委員長)

ないようですので、第14号議案につきましては、承認いたしたいと思います。

#### (9) 報告事項第1号 新委員就任について

菅谷委員長)

それでは、続きまして、報告事項第1号、新委員就任について、庶務課よりご説明をお願いいたします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

庶務課長から新しく就任された教育委員の方のお話でしたが、3月18日の第1回定例会本会議の最終日、深夜でございましたが、区長が選任同意を提出しまして、今回は正式に全会一致で決まりましたので、区長さんがどのような説明をして選任同意をい

ただいたかということ、原稿を読み上げますのでご理解いただければと思います。

ただ今追加上程になりました3議案のうちの豊島区教育委員会の教育委員の任命につきまして、ご説明申し上げます。

ご案内のとおり、本区教育委員のうち嶋田由美委員、千馬英雄委員、渡邊靖彦委員の任期は、来る3月28日をもって満了となります。第1回区議会定例会最終日の本日現在、3氏の任期はまだ満了してはございませんが、その後任の任命について、北川英恵氏、樋口郁代氏、藤原孝子氏を新任として、あらかじめ議会のご同意をいただきたく、ここにご提案を申し上げる次第でございます。

ということで、まず、北川英恵氏でございますが、お手元の略歴でございますとおり、昭和63年3月、大妻女子大学短期大学を卒業、同年4月に大妻女子大学文学部に編入され、昭和62年3月、同大学を卒業されました。同年4月、ダイヤモンドコンピュータサービス株式会社に入社され、平成6年2月まで勤務されました。平成18年4月、区立要小中学校PTAの職に就任され、平成19年4月から3年間副会長を務められました。その後、平成22年4月には区立千川中学校の副会長に就任され、平成23年4月から2年間、会長を務められました。平成25年4月からは豊島区立中学校PTA連合会事務局員として活動され、現在に至っております。また、豊島区放課後子ども教室運営委員、豊島区民生・児童委員、区民ひろば運営協議会役員など、多くの重職を歴任されております。

北川英恵氏は人格円満でありますとともに、長年にわたりPTA活動にも携わり、教育行政に深いご理解と熱意をお持ちになっておられ、本区教育委員としてまさに適任者であると確信するものでございます。

次に、樋口郁代氏でございますが、お手元の略歴でございますとおり、昭和54年3月、東京女子大学文理学部を卒業され、同年4月より江戸川区立葛西第二中学校教諭として勤務されました。その後、本区にかつてあった区立高田中学校、目黒区立第三中学校を経て、平成7年4月より荒川区教育委員会、平成13年4月より東久留米市教育委員会で指導主事として勤務されました。その後、東京都多摩教育事務所、東京都教育庁指導部指導企画課で統括指導主事を経て、平成17年4月より渋谷区教育委員会指導室長、平成20年4月より東京都教職員研修センター研修部専門教育向上課長の職を歴任されました。平成22年4月、荒川区立尾久八幡中学校校長に就任され、平成24年4月からは渋谷区立小中一貫教育渋谷本町学園校長として勤務され、現在に至っております。

また、これまで東京都公立中学校女性校長会会長、東京都中学校校長会会長、渋谷区立中学校校長会会長などの重職を歴任され、本年4月から明星大学教育学部特任准教授として教員養成のご指導に当たられます。

樋口郁代氏は教育委員として要求されるどころの人格高潔であり、学校経営において力量をいかに発揮されました。長年の教育現場で培われた知識と指導力には卓越したものがあ、本区教育委員としまさに適任者であると確信するものでございます。

次に、藤原孝子氏でございますが、お手元の略歴でございますとおり、昭和47年3月

昭和女子大学家政学部を卒業され、同年4月より港区立麻布小学校教員として勤務されました。その後、大田区立池雪小学校を経て、平成7年4月より東京都立教育研究所、東京都教育庁人事部試験室、東京都教育長指導部指導企画課で指導主事として勤務されました。平成11年4月より本区教育委員会で指導主事として勤務されたのち、平成15年4月、狛江市立狛江第三中学校教頭に昇任、さらに平成16年4月、狛江市立狛江第五小学校校長に昇任されました。その後、台東区立黒門小学校校長を経て、平成23年4月より区立教育センター所長として勤務され、現在に至っております。

また、これまでに文部科学省小学校学習指導要領作成協力者、全国小学校家庭科教育研究会会長、台東区立小学校校長会会長などの重職を歴任されました。藤原孝子氏は誠実にして円満、慈愛に満ちた穏やかな性格の持ち主であり、学校教育、家庭教育の充実に力を注がれ、本区のスクールソーシャルワーカーの導入、定着をはじめ、特別支援教育の推進にも多大なるご尽力を賜りました。教育に関する高い識見と指導力には定評があり、本区教育委員としてまさに適任者であると確信するものでございます。

ということで、3氏についての略歴をして、本区の教育行政の振興・発展のために議員各位の賛同を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして提案の説明といたしますというような話がございました。併せて全会一致で同意をされたということもご説明申し上げます。

今回、区長から選任に当たっての強い意向は、本区が消滅可能性都市ということも言われていて、これを何とかしないといけないということで、F1会議を開いたりして様々な取り組みをしてきました。今日ものすごい倍率を経て公募で女性課長を正式に採用するとの話ではありますが、今回の教育委員も実に3人全員が女性ということでございます。

女性の持つ力を教育の場でもさらに発揮していただくことで、豊島区の教育がまた一歩前進することができるのではないかと思います。新しいメンバーが正式に決定されましたので、委員の皆さんにご報告をする次第でございます。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。教育長から大変詳しくご説明をいただきまして、新しい委員の方にも期待をしたいと思います。現委員の皆さんには大変お世話になりましたが、後ほどご挨拶をいただければと思います。

それでは、この件に関しましてはご了承いただきたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(12) 報告事項第4号 平成28年度豊島区教育委員会研究推進校及び研究奨励校について

菅谷委員長)

続きまして、報告事項第4号、平成28年度豊島区教育委員会研究推進校及び研究奨励校について、指導課よりご説明をお願いいたします。

<統括指導主事 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

大変たくさんの方が今年度に引き続き研究校として名乗りを上げてくださるというのは、本当に素晴らしいことだと思います。委員の皆さん、何かご意見、ご感想等ありますか。

三田教育長)

今の提案について、3点補足するような形でお願いしたいと思います。

まず一点目は、書かれている1番の内容というのがよくわかりません。研究は、内容と方法で研究のスタイルが決まりますが、むしろ研究の意義とか目的だと思います。そういう観点で言うと、私たちが当初教育ビジョンで掲げた教育研究の活性化というのは、指導内容を適切に、教育課程を具体化していくということですが、同時に教員の実践力の向上ということ、あるいは人材育成の向上ということを求めてやってきたので、そこが全く抜け落ちているのではないかと思います。例えば、3行目の内容、方法等についての研究を行うとともにというふうに言葉を入れてもらい、教員の実践力の向上、あるいは授業の改善を図り、もって教育活動の充実と改善を図るといったような言いまわしにして、人材育成の重要な視点だと述べるべきです。これをやることで、先生方の実践力を高めるということで、何か一方的に子供の教育をよくしますと言っているのではなくて、それと同時に、それは先生方の実践力が高まらないとできませんということでもあるので、そういったことをしっかりとぶれないで出してもらいたいと思います。

二点目は、全体を見てこれからテーマを絞り込むという話なので、是非、具体化してもらいたいのですが、テーマはより具体的であればある程成果がはっきり見えるし、課題も見えてくるものだと思います。学校が困っていたり、あるいは今ここを越えなければいけないというようなことをぜひ共通認識としてしっかり持っていただき、指導主事の先生方のご支援もいただきながら、より具体的なものをお願いしたいと思います。具体的なテーマであればこそ、成果が具体的に出てくるという観点で指導につなげてもらいたいと思います。

それから三点目は、これだけたくさんの方の活性化を行って来て、今年度は特に中学校に行きかけて授業改善をやっていこうと思っています。理科と社会の学力がよくない状態が続いており、このままでいいのかということです。そのところを区中研にも行って、どこに問題があり、何が課題なのか、率直に先生方と意見交換をしたいと思っています。小学校との接続に問題があるのか、あるいは教科固有の課題があるのか、校長会のご協力をいただきながら具体的にやりましょうという話をしていますので、そのための指導体制の強化を図っていききたいと思います。これまでどちらかというと、学校が単独で学校や豊島区の教育の実情をよく知っている人を講師として呼んで、よきに計らえという感じがしないでもありません。むしろそういったところの相談を指導課がしっかりと乗ってあげて、良い

先生をどんどん紹介して、力になってあげてほしいと思います。方向としては非常に良い方向に行っているので、少し精度を上げてもらいたいというふうに思います。期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

教育長が問題点を三つ挙げられましたが、非常にわかりやすいご指摘だったかと思います。資料の最初に書かれているところで、少し文章をつけ加えたらよいのではないかと。それから、テーマを具体的にというようなことも、非常に大事なことだと思います。全体として、これだけの学校が手を挙げてくれるというのは、豊島区は本当に頑張っているなと感じます。

他の委員の皆さん、何かあります。

千馬委員)

私も期待している点が二つあって、一つが中学校の研究発表です。今年西巢鴨中学校を見させてもらい、研究発表することによって、指導技術の目が向く良い機会になったのではないかと思います。どうしても授業が自己流に陥りやすいのですが、そのあたりの指導技術の向上という意味では、中学校の研究発表というのはより有効であると思います。今回の千川中学校にも期待しています。

もう一つが、幼小一貫プログラムの充実ということで、南長崎幼稚園と椎名町小学校がコラボレーションして頑張るとするのは私も非常に期待しているところであります。どういう形でアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを接続していけるのかというあたりが、他の学校、他の園とのこれからの方向性を決める上で非常に大事な研究になるのではないかと思います。そういう意味からしても、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

菅谷委員長)

ありがとうございます。

嶋田委員、何かありますか。

嶋田委員)

基本的にはどの学校にも頑張っていたいただきたいと思います。私も資料を拝見した瞬間に中学校の数が若干少ないと感じましたので、もう少し頑張っていたいただきたいと思います。区立の中学校には、公立中学校の意義を理解して、しっかりと成果を発揮していただきたいと思います。

私も千馬委員と同様に幼小の一貫性が大切だと思います。他区の中には園庭と校庭を同一に持っているところもたくさんありますが、ぜひ豊島区ならではのスタートカリキュラムを構築していただきたいと思いますというのが強い希望です。よろしくお願いいたします。

菅谷委員長)

ありがとうございました。

渡邊委員、何かありますでしょうか。

渡邊委員)

今年の研究発表の成果が各学校に広まっているというご報告が先程ありましたので、まさしく研究推進校と奨励校を設けている意義が本当に出てきているのではないかと思います。

以前に嶋田委員が話されていたように、参加しているけれども、本当に聞いているのかというようなことはこれから先も考えられることなので、ぜひそういったところにも注意を払いつつ、せっかく行う研究発表なので、成果を着実なものにしてほしいと思います。特に小学校方の方は区小研がかなり頑張っているので、さらなる成果が期待できると思います。

中学校の方は先ほどから話に出っていますが、教科担任制というところで、小学校みたいに全校一体となって盛り上げましょうというふうにはなかなかならないとは思いますが、今回選ばれた千川中学校のように、自ら学んで課題を解決するというような形の学習スタイルというのは、全教科で統一できることなので、ぜひここで成果を上げていただきと思います。中学校の教員同士が連携感をもって学校を支えていく、子供たちの教育を進めていくという気持ちをより強く持っていただくと、小中連携のさらなる発展が期待できると思いますので、中学校にもぜひ頑張ってもらいたい、そういう期待感があります。

菅谷委員長)

どうもありがとうございます。

教育長、どうぞ。

三田教育長)

今の渡邊委員の発言でも、以前に嶋田委員から若手の教員が席で熟睡している、いったい何をしに来ているのかといった指摘のお話があったとありましたが、これだけ一生懸命やっている学校がありながら、参観者がそういう意識では困ります。「小中一貫教育で学び合う、鍛え合う、そして繋がり合う」等、何かそういうキャッチフレーズを指導課の方でも工夫していただいて、発表する側も研修に参加する側も皆が同じ気持ちになっていかないと、せっかくやってもだめだと思います。数が増えて、すそ野が広がればなる程、高い峰ができ上がってくるというような研究スタイルをイメージして指導にあたってもらいたい、私たちもしっかりと応援をしていきますので、是非、頑張ってもらいたいというのがまず一つ。

それからもう一つは、ここまで来たのは実にすごいことだと私自身思っています。最後に研究発表をした学校は、仰高小学校でしたか、高南小学校でしたか。仰高小学校は長いこと研究発表がありませんでしたが、田淵校長先生があれだけ頑張って、2年間であそこまで持っていったのはすごい努力、力だと思います。それから、高南小学校の発表も理数にメスを入れて素晴らしく、問題解決型学習の典型的な到達点ができたとさへ感じました。まるで能代市の授業を見ているような錯覚に陥り、ようやくここまで来たなと評価をしています。先生方にそれを是非、伝えてもらいたいと思います。

他の学校の研究発表に行っても、教育委員が全員参加して、区議会から議員の先生までも来ている、学校の研究発表を総出で応援しています。他の地区では指導主事一人が参加というケースもあります。そういう地区は文教委員会の議員も地元の議員も来ていません。要は、誰にも相手にされないその程度の内輪の発表、そういった感じのところがたくさんある中で、豊島区はこれだけ小中学校、幼稚園の先生方が一緒になって参加する体制ができてきて、なおかつ、今の文部科学省が求めている教育の水準にだんだんと到達してきています。その裏づけとして学力が向上してきているのは、先生方が若手でありながらそれだけの実践力を身に付けてきているということです。

そういう点で、豊島の教育は周りから見ると羨ましいですと言われています。私はもっと羨ましがられてもいいのではないかと思いますので、「学び合う、鍛え合う、繋がり合う」というようなキャッチフレーズを是非普及させていただき、豊島区の良さというのを發揮してもらいたいと思います。これをやらないと、教育ビジョンの趣旨は貫徹できません。人なくして良い教育はできない、実践力を鍛えるしかありません。是非よろしく願いしたいと思います。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

委員の皆さんからいろいろと貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

これだけ研究推進校、研究奨励校の活動を活発に行っているのは、豊島区の教育のレベルを上げることが一番の目的だと思います。今、教育長のお話にもありましたが、特に先生方の意識を高めていくということが大切なことでありますし、着実に成果を上げてきているのではないかと思います。また、委員の皆さんからは、中学校にもう少し頑張っていたきたいとのご意見がありましたしが、今年度はそれを期待したいと思います。

それでは、この件につきましては、これで終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

### (13) 報告事項第5号 仰高小学校の校庭改修について

菅谷委員長)

それでは、報告事項第5号、仰高小学校の校庭改修について、学校施設課よりご説明をお願いいたします。

<学校施設課長 資料説明>

教育部長)

保護者の中には、土に親しむということを言う方もいらっしゃいますが、現在のダスト舗装が土に本当に親しむという形で、子供たちにとっていいのかどうかという議論もあります。

仰高小学校について、これまでの経緯を、今、課長からご説明をさせていただきました。また3月30日には地域を含めた学校運営連絡協議会、こちらでも再度説明をいたします。

4月9日には保護者を集めて説明会をいたします。わかりやすく説明をして、ご理解をいただくように教育委員会としては取り組んでいきたいと思っております。まさに全天候型については、まず学校がどう使っていくのかということを中心に置いて説明をし、いかに保護者に理解いただくかという姿勢で動いていきたいと思っております。

菅谷委員長)

いろいろとありがとうございました。

これについて何かご意見ございますか。

三田教育長)

一番大事なことは教育施設の大義は、教育目的を達成するためのものであり、この点を改めて明確にして、保護者や地域の理解を得るということ、それに尽きると思っております。教育というのは時代とともに変化しなければいけない部分があります。例えば、かつてアスベストは断熱効果があるということで使われていましたが、それが有害だと判断されてから、当然それを排除する素材を使うようになりました。校庭もそれと同じです。また、全天候型と言っても、旧全天候型と新全天候型があります。それが正確に資料の文言に表現されていないので、分かりにくいという声があります。そこは一つ説明の過程で工夫しなくては行けないかと思っております。

「土に親しむ」という教育論は否定すべきことではなくて、むしろ肯定的でなくては行けないのではないかと思います。ただし、校庭で「土に親しむ」という議論は理解し難いところです。

今回の仰高小の場合ですが、都心の密集地で、公的教育施設利用について教育委員会には無届けで大々的なキャンプファイヤーを校庭で実施してきたという事象に関して、周辺住民への配慮や施設管理の面から、私はもはやそういう時代ではないと認識しています。ただし、自然教室等でキャンプファイヤーの場を設けて、子供たちに体験をきちんと積み重ね、人類史の中で火の発見が社会や文化の発展を支えたというその偉大さについて学ばせることは大事なことだと思います。火の文化というのは人類の発展とともに脈々と続いているわけで、子供にしっかりと学ばせなければいけません。土や火を使うことのできる環境の下で、そういう勉強するということは大事なことです。

否定するわけではないのですが、何もかも校庭でやってしまうというのは、少し無理があるのではないかなと感じております。今の学校は地域住民からすると迷惑施設に写っているということを前提に、学校改築に配慮を加えています。地域の人と上手につき合っていくということも、これからの学校に課せられたテーマだと思います。そういったことを、粘り強くわかりやすく説明していくという説明責任が教育委員会にはあると思っておりますので、今日、報告されたことをきちんと説明していただいて、反対派と賛成派というのではなくて、子供のために何がいいのかという観点からの説明責任を果たし、教育は最善を尽くしているのだということをご理解いただけるように腐心してもらいたいと思っております。大変でしようけれども、よろしく願いいたします。

菅谷委員長)

まさに私も、そのとおりだと思います。今日のお話だと説明がよくされていて、十分他の意見の方にも納得してもらえるのではないかなと思います。

いずれにしても、良い学校を作るというのが共通の目的ですから、そういうことで進めさせていただければと思います。

それでは、この件については、よろしいですね。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

菅谷委員長)

では、どうもありがとうございました。

それでは、この後は人事案件になります。

(1) 第7号議案 豊島区教育委員会に所属する非常勤・臨時職員の任免について

菅谷委員長)

第7号議案、豊島区教育委員会に所属する非常勤職員・臨時職員の任免について、庶務課よりご説明をお願いいたします。

<庶務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第7号議案了承)

菅谷委員長)

それでは、これについては、承認いたします。

(10) 報告事項第2号 豊島区教育委員会に所属する職員の任命について

菅谷委員長)

それでは、報告事項第2号、豊島区教育委員会に所属する職員の任免について、庶務課よりご説明をお願いいたします。

<庶務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(11) 報告事項第3号 平成28年度教職員異動一覧表について

菅谷委員長)

続きまして、報告事項第3号、平成28年度教職員異動一覧表について、よろしく願いいたします。

<指導課長 資料説明>

## 人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

菅谷委員長)

それでは、これに関しましては了承いたしたいと思います。

本日の案件は以上でございます。

以上を持ちまして、第3回教育委員会臨時会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(午後4時55分 閉会)